

現代ブラジル政治研究覚書（その一）

— IPSA第十二回世界大会に参加して —

矢崎正徳

目次

一 IPSA世界大会

二 ブラジル軍事政権の学的分析

- (a) 繼続性パラダイム
- (b) 挫折パラダイム
- (c) 根本的断絶パラダイム

三 ブラジル軍事政権の実態

改革以前の政権

(a) ガイゼル政権末期の改革状況（以上本号）

(b) フィゲイレード政権（以下次号）

四 展望——民主制への移行をめぐって——

— IPSA世界大会

IPSA第十二回世界大会は、八月九日～十四日にわたって、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロのカンディド・メソデス大学で開催された。三月末の東京ラウンド・テーブルを継承発展させ、しかも赤道以南の地で、歴史上初めて、国際政治学会の世界大会が開催されたわけである。事実第三世界での初の大会とあって、ブラジル政府も相当力を入

れたといえる。その一例がフィゲイレード(Figueiredo)大統領が自から開会式に政府高官を引連れて出席し、演説したことにも表われている。

周知のように、ブラジルは一九六四年の“革命”以来、政権の交替があつたとはいえ、軍事政権であるが、フィゲイレード大統領が開会式の演説の中で、「人民の教育の支柱として自からを考えるイディア・デモクラティカこそが高貴なるものの中にあって、唯一つ輝くものである」と言及した時、拍手喝采を浴びたのである（大統領の開会式演説は、リオの保守系の新聞紙（八月十日付）“オ・グローボ”に全文掲載されたし、カトリック系の新聞紙“ジョルナル・ド・ブラジル”（八月十日付）にも大きく報道された）。大統領流に言えば、「政治学(O cientista político)はデモクラシーの教師でなければならないし、少くとも間接的な方法でそうならなければならないのである」。このような大統領の発言は軍政から民政への移行について内外に自信を示したものいえなくはないであろう。

第三世界における初めての世界大会という認識は世界政治学会会長のカンディード・メンデス教授の開会演説（葡語、英語、仏語三ヶ国語付の演説文が各参加者に会場で配布された）に、より学的な方向で示されたといえよう。即ち教授は「我々の現実によって眞実に引き起されたものに妥当する政治形態の探索に苦惱している」と告白し、しかも、「アメリカ・ラティナは八〇年代がなお生み出す変革の内部でかつそれから民主主義の誘導を試みている」と示唆したわけである。かかる政治形態の具体性には言及されなかつたが、「我々は南北の対話という空虚さの最終の段階に今や直面している」とし、「第三世界の変革と発展とに向けて効果的な協力に基づけられた世界共存をめぐるプラネタリオな均衡に支配的決定の優越性を試みた」と誇示しうるまで、自信を示したわけである。

さて大会の主要テーマは、形式的には、〔一〕新国際秩序の探求、〔二〕社会と政治的共同体、〔三〕政治理論——その過去・現

在・未来ーの三つであつたが、会長流に言えば、それらは、八〇年代の国家を越えた社会の形跡の探求であり、新しい視角からみて世界転換期における新国際政治秩序の意味は何かということであり、また民族国家がその諸制度の構築によつて過度に組織された建造物になつた今日、プルラリスモ・ソシアルとその叫びの新しい有効性とは何を意味するのか、ということである。ともあれ、これらをみても、古き問題が新しき衣装を重ねて出現しているということである。即ち国際的レベルでは、世界の多様性という事実を与件にして、すべての国によつて受容される平和をいかに達成するかという問題であり、国内的レベルでは、地域やレジームの相異にも拘らず、より良き未来に向う行路は、絶えず諸政府を越えていく社会を求めるということである。

唯普遍的な（逆に言えば平凡な）これらのテーマの討議のリオ大会に重要なことは、一〇〇〇名以上にわたる各国の研究者が参加したのであるが、第三世界 (Terceiro Mundo) の学者の積極的な発言が不可欠なそれになつたということと、第三世界により特有な問題や関心が研究や討議題目となつたことであろう。（日本の研究者約二〇名位が参加した（発表者を含めて）のであるが、日本の発表者の題目は、大会のアブストラクトをみても判明するように、主として日本の特定問題を研究発表したのであって理論的なそれは殆どなかつたといえる。尚日本の正式代議員は日本政治学会の前理事長・立教大学の神島二郎教授と上智大学兼国連大学副学長の武者小路公秀教授の二氏。本学からは筆者の他に、三浦・山本両助教授が参加。）

筆者は会議を途中でドロップ・アウトしてサン・パウロにある本学の分校見学を行つたので、会議には精勤しなかつたが、以下ブラジルに関する二、三の学者のペーパーに依拠して、現代ブラジル政治研究覚書を展開して大会報告の替りとした。ラテン・アメリカないしブラジルの専門家でもないのに恥がしい限りであるが、盲蛇に怖じずである。

注

① “O Globo” (10/8/82) página 6. “Jornal Do Brasil” (10/8/82) página 3.

II ブラジル軍事政権の学的分析

ノーベ・カロライナ大学のE・A・バルヨラ (Enrique A. Baloyra) 教授が提出した報告論文「権威主義的レジームの退化—「ブラジルは民主的移行の過程を経つてあるか」は、トトナル軍事政権の学的分析をした興味ある論文なので紹介したい。教授によれば、現代ブラジルノシームの起源・本質・含意についての諸学説は「継続性ペラダイム」「挫折ペラダイム」「根本的断絶ペラダイム」の三つのペラダイムに分類される。

注

② Enrique A. Baloyra, “The Deterioration of Authoritarian Regimes; Is Brazil Undergoing a Process of Democratic Transition ?,” pp.1—83, 1982.

(a) 継続性ペラダイム

①の一群の学者達は現代ブラジルの“新”権威主義が先例が示された程度を強調するのである。一九三〇～一九四五年間に発展した組合国家的伝統 (a corporative tradition) との継続的相関性をみるとリクソン。彼によれば、現代ブラジルの統治様式が technocratic authoritarianism である。パラリック・セクターの守護者の政治権威によって維持されている官僚國家（軍事的共和国）である。ゲツウリオ・ベルガス (Getúlio Vargas) の

所謂“新國家”(Estado Nôvo)と一九六四年以後のレジームとの類似性をみるスキームモア。彼は統治様式をhybrid authoritarianism とする。またブラジルの政治を本質的に権威主義的構造を修正する」となく基本的に権威主義政体を形式的民主主義という最少限の緊急性に適応した試みと説明しうとしたショミッター。^④ 彼は統治様式を corporatism とする。更に過去との連續性を強調、より野心的で徹底した結論を引き出したのはウィアーダ。^⑤ 彼によれば、ラテン・アメリカのいずれもそうであるが、ブラジルにおいても、組合国家的諸価値と組織とが歴史的政治的文化となつており、それは何時の時代にも現われており、唯今やそれが成熟して開花していると考えるわけである。彼は統治様式を corporate patrimonialism とする。

現代ブラジルの統治様式について見解の相異がみられるにせよ、このパラダイムに分類しうる学説は民主的不安定の最も深い基底的原因が正統性のもつ有機的（構造的）危機にあるとみる。組合国家的実践と適合しない政治権威の実験も、その実験による緊張が危機的発端にまで達しない場合、許容されうるが、しかしレジームの危機、秩序（を担保する）制動機の破損を生み出す経済的悪化と左翼ないし人民諸階級によると認識された脅威と結合した重大時には、組合国家的装置と上からの国家の再組織とによって、脅威に対応すべく権力を掌握する代替的・政治的提携が形成されるとして考えるわけである。

）の見解の最も極端なそれは“monistic democracy”（～筆者）がラテン・アメリカの真なる政治的伝統であり、モニズムへの方向転換が真なる伝統を取り返す試みであると指摘するディリー^⑥の場合である。この理論的含意は多元的政治へと戻ることが不安定への公然たる招待であり、多元主義への移行が発育可能なかつ正統的な政治権威の探求を悪化させるだけであるといふことになる。後述するように、ブラジルの現体制が民主制ないし多元制に移行す

るのを評価するペロイラ教授にいひては、この極端な見解は容認できないことだ。

我々先に挙示したシニシターモードは、ブラジルにおいては、権威主義形体と民主主義的形体とを総合化・調和化しようとする試みが、構造的に類似のレシームの110の様式^{ヤヌーリーヤイ}即ちdemocradurasとdictablandasを生み出したと考える学者もある。問題はこの様式が来りてあるのか、同じいじだが、あるいは去りてあるのか。換言すれば、所与の時点よりの110のどれが真実に支配的傾向であるのかどうかが問題だ。

注

- (1) Erickson, Kenneth P., *The Brazilian Corporate State and Working Class Politics*, 1977.
- (2) Roett, Riordan., *Brazil: Politics in a Patriarchal Society*, 1978.
- (3) Skidmore, Thomas., *Politics in Brazil: 1930~1964*, 1967.
- (4) Schmitter, Philippe, "The Portugalization of Brazil?" in Stepan, Alfred (ed.), *Authoritarian Brazil: Origins, Policies, and Future*, 1973.
- (5) Wiarda, Howard J., "Corporatism and Development in the Iberic-Latin World: Persistent Strains and New Variations," *Review of Politics, XXXVI, 1*. (January, 1974.)
- (6) Dealy, Glen C., "The Tradition of Monistic Democracy in Latin America," *Journal of the History of Ideas, XXV, 4*. (October—December, 1974.)

(b) 挫折パラダイム

これに分類される学説は組合国家主義的先例を認識するが、しかし過去との不連続を生み出ず一連の因果的諸要素の相互作用を強調するのである。その焦点は衰弱と退化とを伴う政治状況——これが自体が経済的危機の期間における強烈な政治的活性化の結果であるが——によって惹起された体制の危機に向かっている。換言すれば、挫折パラダ

イムはレジームの崩壊を経済的危機によつて悪化した執政官的状況の結果として論述するわけである。ギレルモ・オーデンタル^①による bureaucratic authoritarianism のモデルがよく知られている。ブラジルにおいて経済的危機が本質的因素であることを問題にする時、オーデンタルの議論は、民主主義の挫折と産業資本主義を深化させることの必要性との親和力を問題にするのである。批判者の中にもブラジルのレジームが官僚主義的権威主義の模範的事例であることを認める人は多いわけである。

またこのパラダイムに属するステパンは組合国家的装置が感知された脅威に直面して、エリートによって採られた政策的反応であり、しかもかかる政策的反応が市民社会のセクターと国家との関係の再編成の試みを意味すると分析して、組合国家的側面を挫折モデルから最も明瞭に論述したのである（統治様式的には *exclusionary corporatism*）。従つて^②この見解は組合国家復活の理解に、近代化理論が何も寄与するといふがないと信じる継続性パラダイムを示す一部の学者、就中ディアリーやウイアーダとは対照的であると言えよう。

この挫折モデルを南アメリカで歪曲して行われた近代化の構造—機能理論の単純な焼き直しであるとはみられないであろう。というのはこのグループの学者達は南アメリカにおける^{ナショナリズム}大衆的レジームの挫折を相対的に偏らない立場と批判的方法で説明しているからである。

注

- ① O'Donnell, Guillermo A., *Modernization and Bureaucratic Authoritarianism, Studies in South America Politics*, 1973.
“Corporatism and the Question of the State,” in James M. Malloy(ed.), *Authoritarianism and Corporatism in Latin America*, 1977. “Reflections on the Patterns of Change in the Bureaucratic-Authoritarian State,” *Latin American Research Review*, XIII, 1. (1978.)

② Stepan, Alfred., *The Military in Politics, 1971. The State and Society, Peru in Comparative Perspective, 1978.*

(c) 根本的断絶パラダイム

第三の見解は既述した二つのパラダイムと明白なコントラストを示している。この第三グループは非常に異質なグループではあるが、"新"権威主義が過去と根本的に断絶しているという信念は共有しているわけである。彼らは国家 자체の危機を見るわけである。即ちそれは後進的・従属的・周辺的資本主義の特質に深く根を張った有機的（構造的）性質をもつた支配的危機の反映と考えるわけである。換言すれば、上からの革命の失敗、大衆的レジームの改革的諸傾向の欠陥の失敗を所与とすれば、また状況がヘゲモニーなしの一つのコントロールだけでなくコントロールそのものの喪失であるとすれば、ヘゲモニーの危機はよりアキュートになっていく。この挑戦への反応として、ブルジヨアジーのより国際化されたセクターを内包する一つの新しい階級同盟が、軍隊と多国籍資本の代表者と合流して、例外レジームのもとで資本主義国家の一つの新しい様式を始めるというわけである。

もとより第三グループでも意見の多様性があり、かつ同一学者も時期によって意見の変容があるわけであるが、その最も顕著なるものは、このレジームを「ファシスト」国家と考える学説とそうではなく別の何かとみる学説とに分裂することである。ともかく代表的研究を例挙しよう。バンビラ^①とドス・サントスのネオファシズム論。ブリオネスとカプト^②の従属ファシズム論。クエバ^③の国家資本主義論、ファシズム論。ジャグアリーベ^④の植民地ファシズム論。マイーラ^⑤の国防国家論。リリアナ・デ・リス^⑥の反革命国家論、等である。

注

- ① Bambirra, Vania & Theotonio dos Santos., "Dictadura militar y fascismo en Brasil," in Miranda, Hugo., *El control político el Cone Sur.*, 1978. 遠藤輝 Dos Santos., "Brazil: The Origins of a Crisis," in R. H. Chilcote & J. C. Edelstein (eds.), *Latin America: The Struggle with Dependency and Beyond*, 1974.
- ② Briones, Alvaro & Orlando Caputo., "América Latina: Nuevas modalidades de acumulación y fascismo dependiente," in Miranda, Hugo., *Op. Cit.*, 1978.
- ③ Cueva, Agustín., "La cuestión del fascismo," *Revista Mexicana de Sociología*, XXXIX, 2. (Abril-Junio, 1977.)
- ④ Jaguaribe, Hélio., *Political Development: A General Theory and a Latin American Case Study*, 1973.
- ⑤ Maira, Luis., "Notas para un estudio comparado entre el estado fascista clásico y el estado de seguridad nacional," in Miranda, Hugo., *Op. Cit.*, 1978.
- ⑥ Riz, Liliana de., "Algunos problemas teórico-metodológicos en el análisis sociológico y político de América Latina." *Revista Mexicana de Sociología*, XXXIX, 1 (Enero-Mayo 1977)

III ブラジル軍事政権の実態

(a) 改革以前の政権

右三ペラダイムに分類される諸学説はもとより軍事政権の実態とその諸政策をいかに理解するかにかかわってゐるが、しかし軍事政権の“実態”も政治的にみれば、各時期によつて変容を経てゐるに注意すべきである（現在一八年間）。六四年三月三一日～四月一日における“民主制”的な政権を打倒したカステロ・ブランコのクーデタ後構築された最初の軍事政権は、ペラノ将軍自身が民主制的形態を保持したとする志向があつて、相対的に“穏和だ”（dictablanda）扱配であつたといふ点殆ど研究者が認めるところである。

始められたレジームの堅固化をめざしてより抑圧的局面がきたのは軍部が権力を掌握した四年後であった。即ち一九六八年十二月十三日の軍政令第五号(Institutional Act No. 5)が発布されるまで、軍事政権の構造が結晶化されなかつたともいえるのである。最初に発布された軍政令第一号(六四年四月九日)から軍事政権の意図する国家像が明瞭にうかがえるという意見もあるが、しかし権威主義的レジームがこの時点で開始されたとみるのが大勢である。特に第三パラダイムに属する一部の研究者達が軍事政権による国家権力のテロリズム使用やトランサンショナルな資本による独占資本主義の優越に焦点を当てて“ファシスト”国家と呼んだのは、この時期から始ったレジームの局面である。就中一九六八—七四年である。

コスタ・イ・シルヴィア大統領によるこの軍政令第五号は、軍政令第二号(一九六五年十月二七日)に依拠する新政党法によって二大政党に整理再編成されていた野党(MDB)のアルヴェス下院議員による軍政批判に端を発して發布されたものであるが、結果は、非常事態宣言権、国家安全に危険となる人々に対するヘビアス・コープスの停止権、個人の政治的権利の停止権、議会閉鎖権、連邦政府による州・諸自治体への介入権、等を大統領に与えるという内容であった。これによつてかなりの数の民間人・議員の逮捕ないし追放となり、また報道機関への検閲も始めたのである。

バロイラ教授は統治のブラジル的方式に内在する基本的矛盾に焦点を当てて、それらの矛盾がいかにして民主制への移行過程に近似的ないし直接的因果の動因になりうるかを判定しようとする。そして教授は(教授によれば)いかなる政治体制にも State, Society, Nation, Government の四者間に矛盾がみられるとし、その相關関係を説明するのであるが、筆者はこれを省略して、内容をアレンジして政治史的にその後の軍事政権の実態を少しくフォローしよう。

うと思う（史実はバロイラ教授に大きく負っている）。

シルヴア大統領とそれを継承したエミリオ・ガラスタンス・メジシ大統領の政治（六九年一〇月～七四年三月）は、
経済的には高度成長とインフレの抑制をもたらしたが、しかし政治抑圧の暴力的形態の制度化された実践で特徴づけ
られるとしている。しかしその後継者となつたエルネスト・ガイゼル政権末期二年間は注目すべき四つのイベント
が起つたのである。即ち一九七七年における後継者問題と *pacote de abril* と呼ばれる基本改革路線の設定、更に一
九七八年九月の政治改革と十一月の議会選挙である。これらのイベントはブラジリアのプラナルト宮殿にいる支配集
団に基本路線について分裂が起り、その結果なされたものとされている。これを詳述しよう。

(b) ガイゼル政権末期の改革状況

後継者問題 七七年初め、ガイゼル大統領の後継者として四名があがつた。国家情報局（SNI）長官フィゲイレ
ード氏、陸軍大臣シルビオ・フローラタ将軍、エウレル・ベンテス・モンテイロ将軍、軍事最高裁判所判事ロドリゴ・
オタービオ将軍である。これら四者の思想や支配集團内部のグループ支持関係などを明確に区分することは不可能で
あるが、ベンテスとオタービオ両氏は真なる民主的移行により多く傾斜した人とみられ（事実、後者は“例外国家”
を支える軍政令や他の法的支柱の廃止を擁護することをガイゼル政権の初期から表明していた）、その意味では公的
候補者になるには距離があつた。シユナイダーによれば、フィゲイレード氏はメジシ政権でSNIと陸軍第三軍とで
スタッフの長として奉仕した人であり、その意味では体制の強硬派路線と密着していたが、しかし他方SNIそのも

のがソルボニズムの產物であったことから、ガイゼルと親しいゴルベリー將軍と協力していたことはより國家主義的人物を欲していた体制の頑固派(duros)と彼との間の距離を増大させていたといえる。これに対してもフローラ大臣は明らかに強硬なナシヨナリストと呼べる人であった。もとより大臣が一九六九・七四年の“国内敵”に対する“汚れた戦争”的期間、拷問や殺害に連座していた将校と密接に連関していたことを意味しない。ともかく彼は陸軍情報中央局(CIE)を作り、陸軍大臣としての自己の基盤を強固にすべく、また自己の諸活動のSNIによる監視に对抗すべく、これを利用したわけである。

大統領はフローラが“クラブを運営する”地位に就きうるものを受け取っていると信じ、(1)フィゲイレードの支持を漸次発展させ、(2)フローラを妨げ、(3)SNI長官を支持するという決定の公的宣明を可能な限り遅延するという策略を七年の間に採ったとされている。ここから支配集團に更には広くは軍部内に七七・七八年の後継者危機といわれるものが発生したのである。唯フィゲイレード氏の選択に障害になつたものの一つは、個人的好悪を別として、公的には彼が陸軍大将(四星)ではなく陸軍中将(三星)であったことである。六四年以来すべての大統領が大将であつたことから、これは軍隊内の階級的昇進の違反とみられたのである。フローラ氏の眞実の支持基盤は陸軍にあつたことはもとよりであるが、彼が大蔵省のオーソドックスな経済政策に不満な産業界から支持を得たことである。即ち彼は、フィゲイレード氏と比較して、既述したように、よりナシヨナリストではあつたが、より少く経済に対する国家統制主義者であり、民族ブルジョアのより重要な役割を主張し、外交政策、経済モデルにおけるトランスナシヨナルな会社の役割、国営企業の非能率等に不満を唱和する人々の一人であつたのである。ガイゼルはフローラの挑戦に注意深く対応し、彼が規律違反ないし分裂として説明しうるような不実な動きをするまで待つことにした。

こののような過程で、四月には五六名の大佐グループが自分達の“民主的”権利の行使を要望する手紙をガイゼルに提出し、更にその手紙を拒否された後、五月に Movimento Militar Democrático Constitucionalista (MMDC) を結成し、この月遅く中級の将校 110 名が署名したマニフェストを発表する事件も発生した。他方六月には、反対派の抗議を阻止するのに政府が失敗したのに不満をもった右翼系分子に画策されたクーデター騒ぎを政府が除去したと主張する声明を *Gazeta Mercantil* が公表した。

ガイゼル大統領は、十月十二日、陸軍大臣をプラナルト宮殿に呼び、辞任を要求。フローティはこれを拒否。大統領発砲。この日遅くフローティは陸軍本部に支持を求めたが、結局、最高司令部出身議員がフローティの免職と後任にベル・フォルト・ペトネム将軍就任支持を選択した時、ガイゼルは勝利したわけである。フローティはその後高職を占めていた九九名の“共産主義者”を非難するリストを配布して、公衆の前に出て政府に対する公然たる攻撃に出たが、与党 ARENA の一部と産業界の部分的支持を得ていたものの、ポストを喪失してからは、最早競争者ではなくなりたのである。その後ガイゼル大統領は H・アブレウ将軍による反フィゲイレード反対の活動を抑えて、翌年一月四日全軍の諸大臣と殆どの将軍の言質をとりつけ、自己の選択を公にしたのである（但しその後も一部軍隊内の反フィゲイレード活動が発生したことは後述する）。

諸集団による民主化の要求 *U pacôte de abril*

既述したような支配集団内ないし軍隊内部における後継者選択をめぐる抗争と並行して、他の社会集団から例外国家の終息を求める数多くの要求が発生する中で、ガイゼル政権が行ったのが“四月のバコーテ”と言われる上からの体制再調整の基本方針宣言と七八年の政治改革とであつた。総括的

に言えば、後述する『ペコーテ』（小包）に具体化される厳しい性格は、真なる競争的選挙の結果から発生するであろう対決を阻止することによって、移行過程の形成において反対派が重要な役割を演じるのをガイゼル政権が許さないことを基礎にしていた。他方後述する政治改革はガイゼル政権が移行を押し進める際の“限界”を設定し、また権威主義的統治の不快な諸要素から進んで脱却することを示すものであったとされる。ガイゼル大統領の“適切な民主主義”という言葉がこれをよく示している。

まず階層諸集団の民主化要求を一瞥しよう。産業界が民主主義の所謂“開始”（abertura）の問題で決して統一されていたわけではないが、基幹産業ブラジル連合の議長、クラウディオ・バルデラ（バルデラ・グループ）は大蔵大臣M・H・シモンセンの正統派諸政策に立腹し、また経済状勢の悪化を心配し、より効果的方法で自分達の利益を守りようのうに、政策決定過程に影響力を与えることを欲していた。またサン・パウロの商工会議所議長、パパ・ジュニオールは七七年二月、多くの産業家が民主主義への復帰を支持している趣旨のステイトメントを持つてフィゲイレイド氏を訪ねたとされる。

他の社会集団の要求はどうか。もとよりその政治力が産業界のそれの如く軍人階級のパートナーとして振えるものでなかつたから弱かつたといえるが、それは民主化の要求、究極的には恣意的支配の終息の必要ということであつた。七七年二月、知識人のグループは検閲の廃止を求めて、強硬な調子の請願書を司法大臣アルマンド・ファルサンに送つた。七六年に反対派による“党派的悪用”を阻止するためにテレビやラジオの利用をコントロールできる Lei Falcão が通過していた。七七年七月二九日、MDBの指導者U・ギマレーニスが、ペコーテ、独裁、例外レジームの非難を国民に向つてテレビ演説した時、ガイゼル大統領は政党の政治放送（映）を禁止するためにこの法律を利用

した。検閲は一九七八年六月から緩和され始めたのである。

七七年二月、ブラジル弁護士会(OAB)は拷問の継続的利用を非難した。三月には、多くの法律家や判事が政治犯に対するヘービアス・コーブスの再確立を求める司法改革を求め、また判事が軍政令第五号では退職されないことの保障を要求した。また四月には、新弁護士会会长R・ファオーロは憲法制定議会の要求というMDBの古き要求を取り上げ、また軍政令第五号が憲法修正の権限を大統領に与えたとする考えに異議を唱えた。

カトリック教会との関係も緊張していた。七七年二月、ブラジル司教全国協議会は、国家安全理論に批判的な『政治秩序についてのキリスト者の要求』という文書を出版。宣教師T・カプアーノはブラジルを訪れたカーター夫人にブラジルにおける人権侵害の問題を持ち出した。その他、原子力問題で長期間政府と争ってきた科学振興ブラジル協会(SBPC)やブラジル物理学會(SBF)も所謂“開始”キャンペーンに自己の機関的部門的関心とリンクさせたわけである。

ガイゼル政権にとって最も寛大にしてもなおその許容限度外にあつたのが学生運動と労働運動とであった。ブラジルの限定された政治過程で、彼らによる自己の組織権、参加権は許されざるものであった。政治共同体(政治参加)から排除され続けることは殆ど問題にならなかつた。それでも七七年五月、サン・パウロや他の六都市にデモが発生し、パウリスタやカリオーカの学生達は学生のジェネラル・ストライキを叫んだ。政府の最初の対応は非常に抑制されたものであり、州知事に地方の状況に依拠して学生活動を処理するフリー・ハンドを許した。アブレウ将軍や空軍大臣B・A・マセド等の強硬派は学生デモの背後に共産主義的転覆の手をみたが、ディレルマンド将軍のような冷静な人はこれらのデモが国家安全にとつて脅威とはならないと信じた。学生の直接の要求は一九六五年以来、禁止され

てはいる彼らの全国組織（UNE）を再構築する権利を含む自己分野的要請であった。

後継者危機の期間に発生した労働紛争はインフレーションの公的指標の政府操作を中心としており、従つてインフレと公的指標の政府操作による損失の回復に努力するという限定された労働組合運動であったといえる（時期は後になるが、少数の指導者達が公民権を剥奪された労働組合員の恩赦の問題を提起したのは事実であるが、七八年七月、全国産業労働者連合（CNI）の第五回大会〔七八年十一月政府はこの集会を許可〕で、この決議案は否決された）。

しかしそれでも七八年九月、ガイゼル大統領は自己の大臣達にブラジリアを訪問した労働組合指導者達と会うよう話し（自分達の要求を提出するために労働組合の指導者達が首都入りを許されたのはこの時が最初であったといわれる）、三七組合を代表した代表団は要求を文書で提出した。要求の内容は、労働者を一時解雇した企業の時間外労働の禁止。退職者の購買力維持のために年金体系の変更。経営体による融資された失業基金の創設。基金が創設される期間の雇用の保障。退職手当の一〇倍アップ等である。商工大臣や企画大臣は、これらの要求を“全く受け入れれない”と早々と会合から立ち去ったとされるが、それでも大蔵大臣シモンセンは、代表団と三時間会談して、政府が諸要求の研究をするという言質を与えなかつたものの、インフレーション・データの変更には同意したとされる。

七八年九月、労働組合指導者は、第二回目のブラジリア訪問をし、労働組合によるストライキを基本的には禁止した法律の廃止を要求した。これに対して政府はそれを拒絶したのみならず、ストライキをより困難にするための政府命令一六三二号を発し、しかも首都における労働運動指導者との継続的会見が今後許されないと発表した。労働運動に対するかかる処置は政府が単に強硬派に適応したというのではなく、この点に関する限り三軍の統一の結

果であったとされる。即ち労働運動にかかわり合うすべての背後にコミュニケーションズムをみる強硬派のみならず、社会契約というソルボニスト的見解によつて影響されたカステリスタス (castelistas) もの問題では同断であったのである。

労働者のストライキ権という特定の問題に関しては、当時、軍事政権は一様に強硬であったのである。

それでは *pacôte de abril* の内容は何であったか。既に少しく述べたように、後継者危機の期間中におけるガイゼル政権の関心は、政権の確実な委譲とともに、政府に挑戦する相対的に独立的な政治権力の中心の発生——それが今述べたような各種社会集団内からであれ、あるいは既説した予定後継者に対する強力な異説を持つ者あるいは対抗後継者の形態をとつた政治共同体内からであれ、あるいはより広く軍隊内諸機関からであれ——を阻止することである。ペコーテとそれと連関する諸改革は政府—社会、また政府—政治共同体関係内でのいかなる挑戦もブロックする」といふ目的としていたとされる。ここから “民主的改革を操縦する” という彼の宣明した意図があつたわけである。

四月十四日、基本方針が明確にされた。基本の方針は次の通りである。即ちゲリマンダーされた州選挙区による州知事の間接選挙は続行。上院の $\frac{1}{3}$ の間接選挙は続行。下院の州代表制の規模は（投票有資格者数ではなく、今や人口に基づきつけられていた）固定される方法で変更。憲法改正の通過には单一の議会多数決による。（選挙期間中の政党放送を禁止する）例の *lei falção* の続行。フィゲイレードの任期の一年延長。選挙人団による次期大統領の指名期日を七八年一月から七八年十月に変更。以上である。

四月の “ペコーテ” とたちまちに知られるようになつたこれらの諸方針への反発は、反対派のみならず軍内部からも起つてきた。後者によれば、この諸方針は単に野党だけでなく国家全体に対する政府コントロールを強化することを意図している。換言すれば、これらの変更は議会におけるMDBの可能な取分を少くするということのみだけで

はなく、大統領選出を現職者により一層依存させるものもあると。簡単に言えば、ガイゼルは力のある地位にいる何人と交渉するよりも寛大な譲与として大統領職を引渡すことを好んだと思われた。既述したように、彼は既にフィゲイレードに決めていた。ARENAの大会が彼を公的候補者に指名したのは七八年四月であった。

七八年の政治改革 七八年三月、ガイゼル大統領は議会演説において、"パコーテ"の精神に合致した新しい改革がなされるであろうと言明した。議会では、MDBのフランコ・モントーロの提出になる（一部ARENAの議員を含んで）直接選挙を回復する法案（ガイゼルはこの法案が通過すれば、軍政令第五号を使用すると議会を威嚇した。）、更に"パコーテ"の内容を逆転させ、憲法制定議会を求める動きがあつたが、結局九月、政府法案（原法案に修正がなされて）が二四一対一四五で可決され、次の諸改革が生れたのである。

一、非常事態の期間が九〇日から六〇日に短縮され、それが新しく創られる憲法評議会の承認に服することになった。二、新政党形成の諸要件のいくらかが緩和された。三、公民権剥奪者に対すること(cassações)がより困難になった（一九六七年の憲法一八五条が改正され、公民権剥奪期間が一〇年に制限された。一九八二年まで被剥奪者による選挙参加が不可能であるとはいえる）。四、六七年憲法一五三条が廃止され、国家に対する各種形態の"闘争"をした者に対する死刑、終生投獄、追放、個人財産の没収、が廃止された。五、ヘービアス・コーブスの再導入とパッケージにして、大統領による議会閉鎖権の廃止。個人の市民権停止の大統領権能の制限。しかし尚、司法大臣による起訴期間あるいは無罪判決がなされるまでの期間中の当該人の権利停止は許された。六、憲法改正には両院の $\frac{2}{3}$ 以上の多数の同意。以上が政治改革の骨子である。しかし例の*lei falção*は存続し、恩赦の問題も提起されず、また國家安

全に関する諸法律（後に政府がこれらの諸改革と適合するように修正することになるが）の変更もまた労働規則の変更もなされなかつた。

唯、ここで政党形成的諸要件の緩和がなされたが、しかしがイゼル政権、否軍事政権一般が政党に対する態度は次のようにあつたとされる。即ちシニナイダーによれば、政党とはよくしても必要悪であり、政党が遂行すると想定される機能に対する理解は殆どないとされる。七八年においても、六四年以来政党に対して示してきた態度に特徴づけられるところの、規律の軍隊的觀念を政党政治の分野まで覆うことを続けたわけである。従つてここになされた緩和も、諸政党を合理化し（六五年十一月二〇日補足命令第四号）、再組織する（六九年五月十九日補足命令第五四号）といふ以前の努力と顯著なる継続性を示しているとされる。

さて、以上の七八年諸改革の總体的性格はどのようなものであろうか。全体としてみれば、レジームの敵対者を抑制するため実質的な法的基礎を具備していた六七年憲法に復帰したとみられるとされる。しかしクーデターによる軍政発足以来の命令によって支配する大統領権力——それは憲法制定権限をもつ革命権力自体に基礎を持つとされ、従つて国民によって委任されたものではない——は不变であり、恣意的支配の使用を制限したが、本質的には権威主義的であり続けたわけである。軍政令第五号は、軍事政権が議会の上にあるだけでは十分でないことを發見した以後、大統領が法の上にいることを規定したものであつた。従つてこれによつてコスタ・イ・シルヴァは自己に司法的再審査以上の権力を与えたが、ガイゼルはなお例外のいくつかの手段を残していたとはいゝ、権力を法の下にもたらすことを欲したといえる。換言すれば、コスター・イ・シルヴァが（軍政令第五号を發布する以前の）カステロ・ブラントから繼受したのと同じ公的監視を超えた中央集權的権威主義的國家をフィゲイレードは本質的にガイゼルから繼

受するわけである。

但し、右に述べた諸改革は議会外での次のような動きと連関していた。即ちフィゲイレードが七八年四月にARENAの大会で大統領候補に正式に指名された後、例の四人の一人であるベンテス将軍が五月に、自分をすべてのポストを直接選挙にすることを欲している民主主義者だと宣言し、更に野党MDBの大統領候補者になることを欲していると明らかにしたのであった。この将軍の要求に対しMDBに属する各集団にはパニックと関心と用心と逆にフィゲイレードに接近する試みとを生み出したとされる。将軍の提出した改革の所見は、四月のパコーテの廃止、恩赦、直接選挙であり、しかも彼は三年間のみ統治したいと主張したわけである。

この将軍の動きは反フィゲイレード意見で免職になつた強硬派ナショナリストのアブレウ将軍も支持し、更にこれを支持する将校達もいたから、後継者問題と政治改革とは（多分に個人的野心も含まれようが）密接に連関し、またそれはブラジルの軍隊内の政治的混迷とイデオロギー的混乱とが続いていることを示していた。

MDBは、結局、既に解説した現政権から提案されている限定的改革と比較してより包括的改革を予示するベンテスに、すべての軍政令の廃止、議会特権、直接選挙、政治犯の恩赦、すべての民主的諸政党の自由、ヘービアス・コープス、自由労働組合を内包する対抗提案をした。これに対してペントスや競争者である上院議員マガリエスはこの政綱個条に賛成すると約束した。そしてこの二人はS・ゴメスとともに五月二九日、"民主化国民先頭運動"を開始したわけである。ゴメスの努力にも拘らず、その後前二者は漸次分離するようになるが、MDBはガイゼルからより一層豊富な諸改革のパッケージを引き出そうとして、この先頭運動を利用した。MDBは八月二十五日大会でベンテスを候補者に指名（将軍は四九七投票数のうち三四〇票獲得）。しかし将軍は前大統領メジシ、例のS・フローラ、陸

軍第一軍司令官 A・ラベロを含む一連の強硬派とも接触していたとされている。

将軍ベルフオルトがフィゲイレードが陸軍の支持を得ていると繰返し言明したにも拘らず、陸軍最高司令部はフィゲイレード候補に熱心ではなく、彼を支持する公的通告書を発することを拒否していた。バロイラ教授によれば、陸軍の先輩将校らは秩序ある体制の継続に最も関心を示し、同じ経済モデルで生きることができ、また政治共同体の“拡張”(distensão)が必要であると信じていた。強硬派はよりナシヨナリストイックではあるが、経済モデルに関するより少い国家統制的選択を示し、大統領候補の選択に当つてガイゼルが広範囲に相談をしなかつたことに立腹し、民主制の“開始”に賛成しなかつた。後輩将校（その多くはフィゲイレードに反対し、彼のもとでの自分のキャリアを心配していた）と結びついていた最後のグループ（最大で最も等質的でないグループ）は、眞の“開始”に賛成し、フィゲイレードがフローティングの示唆したような方向に経済モデルを変化させるだらうとは信じなかつたとされる。ともあれ、夏遅くに、諸機関の完全性と統一の必要性とから、ベンテス候補に関する陸軍の意見は、先輩将校に彼に加担させないようになされたとされる。

政府は、野党に軍人候補者が出了たということ及びベンテスの選挙運動について、それが軍隊内に生み出す運動量（広範囲な監視によって立証づけられた）と彼が大衆の面前に立ち現われることを制限することに关心を持つと同時に、非常に尊敬を受けている将軍職を保持している人々を立腹させないように試みたとされる。MDBやARENAの若干の異分子、軍隊内の支持者達はベンテスによる攻撃的なキャンペインと政府与党との対決を希望したが、ベンテスはその熱意の欠如と軍隊の分裂を恐れて直接の対決をしなかつたとされる。その一例は、ベンテスがブラジリア大学学生への演説を政府によって阻止された時、H・アブレウが政府を無視するように彼に迫つたが、彼はこれを拒

否したことによると示されている。

ガイゼルによる堅いコントロールによって、陸軍最高司令部が干渉しようとする機会は全然なかつたし、ARENAが競争馬を中途で変える必要も何らなかつた。対決を呼起することを嫌惡したペントスとともに、十月十五日集合した選挙人団は、フィデイレード氏をブラジルの新大統領に宣言した。ともかく政府指導による諸改革はこのような議会内外（言うまでもなく、限定せられた政治共同体内のそれであつて大衆的形態をとっていない）における大統領候補選出とそれに伴う諸改革のヴィジョンと野心とを内包させて生み落されたといえる。

七八年十一月の選挙 十一月十五日の議会選挙は、後述するように、結果的には政府が両院のコントロールを得ることことができたが、ガイゼル政権にとっては事実上の敗北と言つてもよかつた。即ち例の*lei-falçao* の存在、政府機関による ARENA 候補者の選出約束、MDB の政党統一を乱す相対的な混迷、州機関が投票日に投票用紙を配布したこと等、政府与党に有利な諸条件があつたにも拘らず、上院においては ARENA の獲得投票数一二〇〇万九千票、MDB のそれは一七〇〇万四千票、白票・無効票六〇〇万八千票であつて、獲得投票数において明らかに野党が勝利した。しかし獲得議席数は ARENA 四二、MDB 二五であった。これはいうまでもなく、『四月のパコーテ』で、^{1/3} は間接選挙（政府任命）によることになつていたためである。ARENA はこれによつて一二議席のうち一一議席を獲得したとされる。

下院（下院選挙は比例代表制）はどうか。獲得投票数は、ARENA 一五〇〇万票、MDB 一四〇〇万八千票、白票・無効票七〇〇万七千票で、ほぼ五角であつた。しかし獲得議席数は二三一対一八九であつた。これも『パコーテ』が

反対党の議席獲得を少くするために、州代表の議席数を最高五五、最少六とする条項があり、総議席数四二〇名をその範囲で分配したためでもあった。特にサン・パウロ州ではこの条項が特に効果があったとされ、八一議席が最高の五五議席に減少された。

この下院議員選挙においては、MDBは先進地帯で強力であった。D・フレイシャー教授によれば、例えば、リオ・デ・ジャネイロではMDBの候補者N・カルネイロが三〇〇万五千票の六三%を獲得。サン・パウロではF・モントーロが七〇〇万票の六四%を獲得。リオ・グランデ・ド・スルではP・シモンが二〇〇万九千票の六二%を獲得したとされる。

しかしそれにしてもフレイシャーの注意深い計算によれば、当初予想されたよりも、換言すれば、もし“ペコーテ”で改正されずにそれ以前の選挙法で行われたとしてもAREN Aの損失はそれ程極端ではなかつたらうとされる。つまり前述したように、“ペコーテ”によって最も打撃を受けたのは先進都市地帯であったわけである。つまり“ペコーテ”によって政府は「確実性」を求めて、ゆとりのある安全議席差を欲したということになる。別言すれば、ガイゼル政権はレジームの正統性を更に一層減少させるような不必要な処置、非常な犠牲を払つた勝利を得たことになるわけである。

現政権たるフィゲイレード大統領のもとで、基本体制、政党の編成、経済状勢がどうなつたか、それが民主制への移行とどう連結するのか、バロイラ教授の論文を更にフォローするのが統稿の課題である。

注

① Schneider, Ronald M., *The Political System of Brazil*, 1971, p. 305.

② Schneider., *Op. Cit.*, p. 273.

(一九八一・九・八)